

平成30年2月14日

信用組合連携協力に関する協定について

東 信用組合

東信用組合（本店：東京都墨田区吾妻橋1丁目5番3号、理事長：川村 実）と第一勧業信用組合（本店：東京都新宿区四谷2丁目13番地、理事長：新田 信行）は、相互扶助の精神に基づき、相互に連携、協力して地域社会の発展や組合員の幸せに一段と貢献するために、平成30年2月14日付で連携協力に関する協定を締結いたしました。

東信用組合と第一勧業信用組合（以下「両信用組合」という）は、この提携により、両信用組合の組合員が行う事業の相互利用促進・販路の拡大、利便性向上を支援してまいります。また地域の産業復興に寄与することにより地域貢献・活性化を図ります。

具体的には、物産展の開催などを利用し、地元物産品を幅広くご紹介していきます。お取引先相互のビジネスマッチング、お取引先または職員の交流の場の設定なども行ってまいります。

東信用組合・第一勧業信用組合の提携の骨子

東信用組合・第一勧業信用組合（以下「両信用組合」という）が、相互扶助の精神に基づき、相互に連携、協力して地域社会の発展や組合員の幸せに一段と貢献することを目的としています。

この目的を達成するために連携協力して次の事項を実施します。

- (1) 地域貢献・活性化活動に関すること
- (2) 組合員が行う事業の利用促進・販路拡大などに関すること
- (3) 組合員の利便性向上に関すること
- (4) 商品開発に関すること
- (5) 職員の教育・訓練・研修に関すること
- (6) その他目的を達成する為に必要な事項に関すること